

鳥取県内水面漁場管理委員会の概要について

1 内水面漁場管理委員会とは (漁業法(以下「法」という。)第1条、第171条)
水産資源の持続的な利用の確保、水面の総合的な利用をもって、漁業生産力の発展に資することを目的として、県内の内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理するため、漁業法及び地方自治法に基づき各都道府県に設置されている行政委員会で、知事の監督に属する。

2 主な活動内容

- (1) 行政庁からの諮問に対し答申を行う。
 - ・漁場計画案、漁業権の免許等について(概ね5年に1回)
 - ・遊漁規則の認可について(随時:年に数回)
 - ・漁業調整規則の制定・変更について(随時:数年に1回)
- (2) 漁業、遊漁に関する制限として、「委員会指示」を行う。(年2回)
 - ・水産動植物の繁殖保護、漁業権や入漁権の行使の適切化、漁場使用に関する紛争の防止解決のため、鳥取県内水面漁場管理委員会が独自の判断で出せる制限又は禁止の指示のこと。(法第120条)
 - ・委員会指示に違反しても罰則はないが、違反者に対し都道府県知事が委員会指示を守るよう出した命令に違反すると、罰則がある。
- (3) 増殖義務が課せられた第五種共同漁業権漁業において、漁業権者が漁業権魚種の資源拡大を計画的に行うことができるよう、増殖目標量を決定し、公示する。(毎年3月)
- (4) 漁業権者の資源管理の状況等について報告を受け、漁業権に係る漁場が適切かつ有効に活用されているか確認する。(年1回)
 - ・漁業権者は漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用するよう努める義務があり、1年に1回以上、漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用状況等を都道府県知事に報告が必要。(法第74条、第90条)
 - ・都道府県知事は、漁業権者から報告を受けた事項について内水面漁場管理委員会に報告をする。(法第90条、第171条第4項)
- (5) その他内水面漁場の管理に関する協議・調整を行う。(随時)

2 鳥取県内水面漁場管理委員会が発出している指示

指示事項	概要
コイの放流の禁止	特定疾病に指定されているコイヘルペスウイルス病のまん延防止のため、県内全域でコイの放流を禁止している。 指示期間:毎年4月1日から翌年3月31日まで
外来魚の再放流の禁止	強い魚食性と繁殖力を持つブラックバス及びブルーギルの外来魚について、内水面漁業及び生態系の保護の観点から、再放流(キャッチアンドリリース)を禁止している。 (指示期間:平成24年1月1日から無期限)
千代川円通寺における水産動物の採捕禁止	鳥取市の円通寺にある千代川大口堰においては、あゆをはじめとする魚類の遡上阻害等が発生している。 資源保護のため、大口堰周辺について水産動物の採捕を禁止している。 指示期間:毎年6月1日から翌年5月31日まで

4 年間開催予定

時期	内容
3月上中旬頃	・コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための委員会指示 ・漁業権者の資源管理の状況等の報告 ・第五種共同漁業権漁業に関する増殖目標量の設定
5月頃	・千代川円通寺における水産動物の採捕の禁止に係る委員会指示

※ その他、遊漁規則の変更や鳥取県漁業調整規則の改正に係る諮問、その他協議をする事項があれば、随時、委員会が開催されます。

5 今後協議を要する主な事項・課題

- (1) 漁業権の切替えについて

現行免許期間:令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
(湖山池は令和10年8月31日まで ※)
※ 湖山池に設定する漁業権は、塩分導入により、池内の状況が変化しつつあるため、H25より5年間の短期免許としている。
→ 令和9年秋以降、委員会には、免許方針案、漁場計画案、漁業権の免許等について、順次、協議、諮問等を予定
- (2) 千代川円通寺における水産動物の採捕禁止に関する事項
当該区域の採捕制限は、当初より規則化について千代川漁協より要望があつたものであり、規制のあり方について調整中。

(参考1) 鳥取県内水面漁場管理委員会が発出している指示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の放流について次のとおり指示する。

令和6年3月29日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

1 指示内容

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面においては、コイを放流してはならない。ただし、採捕した水面に速やかに再び放流する場合、養殖場から持ち出したコイを放流する場合又はコイヘルペスウイルス病のPCR検査で陰性が確認されたコイを放流する場合は、この限りでない。

2 指示期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 指示の目的

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第7号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、ブラックバス（オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。）及びブルーギル（以下これらを「ブラックバス等」という。）の再放流について次のとおり指示する。

平成24年10月30日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 仲 曾 真 由 美

1 指示内容

県内の公共の用に供する水面及びこれと連接して一体を成す水面においてブラックバス等を採捕した者は、これを採捕した水面に再び放してはならない。ただし、鳥取県内水面漁場管理委員会が認めた者が試験研究の用に供する場合は、この限りではない。

2 指示開始の日

平成24年11月1日

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、水産動物の繁殖保護を図るため、その採捕について次のとおり指示する。

令和6年5月31日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

1 指示内容

鳥取市円通寺における円通寺橋上流端から上流240メートルの地点と上流535メートルの地点の間の千代川の区域では、水産動物を採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（1） 鳥取県漁業調整規則（令和2年鳥取県規則第54号）第50条第1項の規定により、鳥取県知事の許可を受けた場合

（2） 鳥取県内水面漁場管理委員会が特に理由を認め、採捕を承認した場合

2 指示期間

令和6年6月1日から令和7年5月31日まで

(参考2) 鳥取県内水面漁場管理委員会が公示している第五種共同漁業権魚種の増殖目標量

【令和6年度 増殖目標量】

免許番号	漁業権者の名称	漁場の区域	漁業権魚種	増殖方法	増殖目標量
内共第1号	千代川漁業協同組合	千代川水系に係る河川	あゆ	種苗の放流	74万8千尾
				産卵場の造成	5, 400m ²
			渓流魚	種苗の放流	9万3, 086尾
				産卵場の造成	36.1m ²
内共第2号	天神川漁業協同組合	天神川水系に係る河川	あゆ	種苗の放流	19万尾
				〃	5万350尾
			渓流魚	産卵場の造成	10m ²
内共第3号	日野川水系漁業協同組合	日野川水系に係る河川	あゆ	種苗の放流	100万尾
				産卵場の造成	13, 000m ²
			渓流魚	種苗の放流	4万8千尾
				産卵場の造成	1, 200m ²
			うなぎ	種苗の放流	40kg
内共第4号	湖山池漁業協同組合	湖山池	うなぎ	〃	30kg
			ふな	〃	5万尾
				産卵床の造成	3箇所
			わかさぎ	〃	1箇所
			しらうお	〃	600m ²
			えび	〃	2, 000m ²
内共第5号	東郷湖漁業協同組合	東郷池	うなぎ	種苗の放流	60kg
			ふな	〃	3万尾
			わかさぎ	産卵床の造成	150m ²
			しらうお	〃	2, 000m ²
			えび	〃	2, 000m ²
			ぼら・すずき	稚魚の溯上支援のための障害物の除去	1回(3月)

注 溪流魚は、やまめ(さくらますを含む。)、いわな、あまご(さつきますを含む。)及びにじますの合計を指す。

【増殖目標量の概要】

委員会が定める増殖目標量は、漁業権者が計画的に資源の増殖を行うよう増殖量の目標として設定し、公示するもの。

当県では、平成15年度の漁業権切替え時以降、漁業権の条件として「生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。」こととしており、上限値としての役割も付加している。

令和6年度における第五種共同漁業に係る水産動植物の増殖目標量は以下のとおり。

※ 令和6年度の各漁協の増殖計画は、増殖指針量の範囲内だったため、概ね令和6年度の各漁協の増殖計画とのおり。

※ 公示に当たっては、水産庁の技術的助言において、これまで「県公報で一括公示」とされていたため、県公報により行っていましたが、令和4年に「インターネットなど適切な方法で一括公示する」と変更されたため、令和6年度より、インターネットにおいて実施。

(参考3) 令和5年9月漁業権一斉切替え時の経過

日付	内容
～R4. 11	関係漁業協同組合（支所）への聞き取り調査
●R4. 12. 5	鳥取県内水面漁場管理委員会に内水面漁業権免許方針を協議
R4. 12. 19	市町村へ内水面漁業権免許方針を説明
●R5. 1. 17	鳥取県内水面漁場管理委員会に鳥取県内水面漁場計画案を協議
R5. 1. 4	鳥取県内水面漁場計画案の作成
R5. 2. 15～R5. 3. 7	鳥取県内水面漁場計画案のパブリックコメントの実施 (対象：利害関係人)
R5. 3. 8	パブリックコメント結果の公表
●R5. 3. 20	鳥取県内水面漁場計画案を鳥取県内水面漁場管理委員会に諮詢
●R5. 4. 24	鳥取県内水面漁場管理委員会において公聴会を開催、 鳥取県内水面漁場計画案について答申
R5. 5. 29	鳥取県内水面漁場計画の公表及び漁業の免許予定日等の公示
R5. 6. 1～R5. 7. 12	免許の申請受付（内水面）
●R5. 8. 10	免許申請者について鳥取県内水面漁場管理委員会へ諮詢、答申
R5. 9. 1	免許（漁業権の取得）